



# 法定成年後見業務チェックリスト



## ✓ 成年後見制度の目的

「判断能力の不十分な者の判断能力を補うことによって、最終的には、その者の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護すること」

## ✓ 成年後見人の権限

### ● 権利(できること)

法定成年後見人は、成年被後見人(判断能力が不十分な人)の法律行為に関し、包括的な代理権を有し、以下のようなことができます。

★財産管理…財産の保存、管理(利用、改良)、処分

★身上監護…介護、医療、生活の維持、住居の確保、施設の入退所等に関する事項についての法律行為(付随する事実行為)

×事実上の介護・看護

### ● 義務(守らなくてはならないこと)

★善管注意義務(民法869条・644条)…自分の財産に関する注意義務よりも高度の注意義務をもって財産管理にあたらなくてはならない

★本人の意思尊重・身上配慮義務(民法858条)

【問題点】自己決定権の尊重の限界…アルコール、タバコ、お布施、奢侈品

## ✓ 成年後見人就任後にしなくてはならないこと

### 財産の引継ぎ

通帳、キャッシュカード、印鑑、小口現金等

### 財産調査

不動産、預貯金口座照会、株券、保険証券、ゴルフ会員権、動産、負債(ローン等)

### 金融機関への届出

成年後見人就任の届出、記帳、キャッシュカードの発行、貸金庫の開扉(立会い要)、郵便物の送付先の変更

### 証券会社への届出

成年後見人就任の届出、取引履歴、残高証明書の発行依頼、郵便物の送付先の変更

### 保険会社への届出(生命保険、火災・地震保険)

成年後見人就任の届出、契約内容の確認、郵便物の送付先の変更

\*\*\*\*\*

上記は法定成年後見人の全ての業務を網羅しているわけではありません。

あくまで業務の一例を示すものです。詳しくはお問い合わせください。

まで  
真法律会計事務所 03-5524-7807

- 各行政官庁への届出  
届出内容としては、成年後見人就任の旨連絡し、郵便物の送付先を変更してもらう  
(国民健康保険、後記高齢者医療保険、介護保険、障害者手帳、国民年金、企業年金  
市民税・区民税・都民税、固定資産税・都市計画税等)  
※郵便局に対する郵便物の転送届は認められないことが多い
- 関係者への就任通知・挨拶  
施設・介護サービス・医療機関、親族、近隣等
- 財産目録・年間収支予定表の作成(民法853条、861条参照)  
→東京家庭裁判所への初回報告 就任から1ヶ月以内

## ✓ 成年後見人の日々の業務

- 日々の業務内容の記録…後の報告のため
- ★財産管理業務
  - 小口現金出納帳の作成…領収書を整理・保存しておく
  - 現金管理、預貯金管理…各種公共料金等の費用の支払いやペイオフ対策も
  - 不動産の管理
  - 確定申告・納税
  - 各種手当て(生活保護、定額給付金等)の申請
  - 不動産等重要財産の処分…必ず相見積をとる
- ★身上監護業務
  - 入院・診療契約の締結、費用の支払い
  - 施設の入退所手続…施設探しから、入退所の契約、施設との連絡等
- ★その他
  - 登記事項に変更が生じた場合の変更登記申請、家庭裁判所への報告  
本人の氏名、住所、本籍、後見人の氏名、住所(後見登記等に関する法律7条)
  - 裁判所への報告、報酬付与の審判申立て(1年に1回)…財産目録等を添付する

【問題となるケース】 ※判断に迷う場合は家庭裁判所に相談し、指示を仰ぎましょう。

- ×本人の財産を自分、第三者のために使うこと、本人の財産の借用
- ×親族への贈与・貸付
- △相続税対策としての贈与→原則だめ。
- △親族の扶養として出費→慎重な判断必要。
- △同居の場合の生活費等(食費、住居費、光熱費等)の出費→頭割り等で、一定額を最初に決めることよい。
- △後見人以外の立替金、介護・見舞いの日当→被後見人の介護との因果関係等を要考慮。
- ×投機・投資
- ×手術等の医療行為の同意→実際は、インフルエンザの予防接種、健康診断について同意を求

\*\*\*\*\*

上記は法定成年後見人の全ての業務を網羅しているわけではありません。  
あくまで業務の一例を示すものです。詳しくはお問い合わせください。

まて  
真法律会計事務所 03-5524-7807

められることも多い。

- ×延命治療の開始・停止に関する同意→本人意思尊重。
  - ×一身専属的な行為(遺言、婚姻、離婚、縁組、認知等)
  - ×施設入所の際の身元引受人→ならなくてもよい。本人に対し求償権を有し、利益相反の関係となる可能性があるため。
- △冠婚葬祭の祝儀・香典、施設への謝礼・寄付→被後見人の財産状態や相手との関係を考慮して判断。

## ✓ 後見終了時の事務(本人死亡後について)

終了の事由…本人の死亡、辞任、解任等

- 家庭裁判所へ死亡の旨を報告
- 後見の管理の計算(民法870条)…2ヶ月以内に相続人等に対して、後見人就任中の収支を明らかにし、財産を確定させ、その報告をする。  
※後見監督人がいる場合は、その立会いをもって行う。
- 後見終了の登記(後見登記等に関する法律8条)…本人死亡の場合は申請が必要。
- 家庭裁判所へ財産管理終了の報告…財産目録添付。
- 家庭裁判所へ報酬付与の申立(財産管理終了報告と同時に)…報酬は、死亡前に管理口座から出金した現金から、もしくは相続人から受領する。
- 財産の引継ぎ…遺言に基づき相続人、遺言執行者がいればその者へ、いなければ相続財産管理人等の選任の申立が必要→報酬額の受領後、もしくは引換えに引き継ぐ。

※法定後見の場合は、本人の死亡によりその権限が消滅するので、以下の業務は原則相続人が行うべきものです。しかし、相続人がいない場合や、いても遠方にいて緊急性を要する事務ができない場合等、応急処分義務(民法874条・654条)の履行として、成年後見人が以下のような業務を行うことが必要となる場合があります。

- 死亡届の提出(7日以内)…後見人も出すことができる。
- 埋葬・火葬許可申請
- 葬儀契約及び葬儀関係費用の支払い
- 生前の未払債務の支払い(入院費、公共料金等)…相続債務ではあるが、多くは少額であり、速やかな支払いが期待されている場合等は応急処分として支払っても問題ないと考えられている。
- 死亡一時金、死亡見舞い金の取得手続

【参考文献】判例タイムズ1165号(臨時増刊)『東京家裁後見センターにおける成年後見制度運用の状況と課題』(東京家裁後見問題研究会編著・2005年)

\*\*\*\*\*

上記は法定成年後見人の全ての業務を網羅しているわけではありません。  
あくまで業務の一例を示すものです。詳しくはお問い合わせください。

まご  
真法律会計事務所 03-5524-7807